

市の定める基準等に位置付けられている主な委員会について

サービス区分		委員会				
		虐待防止	身体的拘束等適正化	感染症食中毒予防	事故防止	生産性向上
居宅サービス・介護予防サービス	訪問介護	①		⑥		
	(介護予防) 訪問入浴介護	①		⑥		
	(介護予防) 訪問看護	①		⑥		
	(介護予防) 訪問リハビリテーション	①		⑥		
	(介護予防) 居宅療養管理指導	①		⑥		
	通所介護	①		⑥		
	(介護予防) 通所リハビリテーション	①		⑥		
	(介護予防) 短期入所生活介護	①	③	⑥		(R9.3.31まで努力義務)
	(介護予防) 短期入所療養介護	①	③	⑥		(R9.3.31まで努力義務)
	(介護予防) 特定施設入居者生活介護	①	③	⑥		(R9.3.31まで努力義務)
	(介護予防) 福祉用具貸与	①		⑥		
	特定(介護予防) 福祉用具販売	①		⑥		
居宅介護支援・介護予防支援		①		⑥		
地域密着型(介護予防)サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	①		⑥		
	夜間対応型訪問介護	①		⑥		
	地域密着型通所介護	①		⑥		
	(介護予防) 認知症対応型通所介護	①		⑥		
	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	①	③	⑥		(R9.3.31まで努力義務)
	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	①	③	⑥		(R9.3.31まで努力義務)
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	①	③	③	①	(R9.3.31まで努力義務)
	地域密着型特定施設入居者生活介護	①	③	⑥		(R9.3.31まで努力義務)
	看護小規模多機能型居宅介護	①	③	⑥		(R9.3.31まで努力義務)
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	①	③	③	①	(R9.3.31まで努力義務)
介護老人保健施設	①	③	③	①	(R9.3.31まで努力義務)	
介護医療院	①	③	③	①	(R9.3.31まで努力義務)	
養護老人ホーム	①	③	③	①	(R9.3.31まで努力義務)	
軽費老人ホーム	①	③	③	①	(R9.3.31まで努力義務)	
有料老人ホーム	①	③	⑥	①		

【開催頻度】 ①…年1回以上 ③…3ヶ月に1回以上 ⑥…6ヶ月に1回以上

委員会は、定期的に開催し、必要に応じて随時開催すること。

関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、一体的に設置・運営することも可能とします。